

大分県報

令和七年
第五七七号
一月二十一日

(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- 公安委員会告示……………三
- 銃砲刀剣類所持等取締法による医師の指定……………三
- 特定計量器定期検査の実施……………三

告示

大分県告示第二十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。
令和七年一月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
訪問看護事業所 わらく みなと眼科クリ ニック	有限会社ドゥー イット	別府市小倉四―三ガ―デンヒルズ 松本Ⅱ二〇一	令六・二・二九
医療法人顕秀会	医療法人祥成会	別府市船小路町一〇二―一 別府市大字北石垣一―七―一 番地の	令六・七・一五 令六・一〇・三一
森澤医院			

クリニックいず み	社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団	中津市大字永添二七四番地	令六・四・一
愛アイクリニッ ク	医療法人拓雄会	中津市蛭子町三丁目九九番地	令六・五・三一
訪問看護ステー ションシエルパ ト・ケア	株式会社アク	中津市下池永一三番地	令六・八・三一
ふるた薬局中央 町店	有限会社古田薬 局	中津市中央町二丁目五〇―一―三	令六・九・三〇
ふるた薬局植野 店	有限会社古田薬 局	中津市植野一〇七―五	令六・九・三〇
ふるた薬局宮夫 店	有限会社古田薬 局	中津市宮夫二―一―六	令六・九・三〇
ふるた薬局丸山 店	有限会社古田薬 局	中津市丸山町五〇―一	令六・九・三〇
トヨミ薬局宮夫 店	株式会社トヨミ	中津市大字宮夫四番一	令六・一〇・三一
山上内科医院	山上 伸一郎	中津市大貞二五二―一	令六・一〇・一五
川津歯科医院	川津 邦和	日田市高瀬本町二三四―一	令六・三・三一
小野歯科医院	小野 隆	日田市天瀬町赤岩七―一二	令六・三・三一
酒井歯科医院	酒井 信	日田市港町四―三	令六・六・三〇
森山歯科医院	森山 茂美	日田市若宮町一番四―一	令六・一〇・二六
谷口医院	医療法人雄友会	佐伯市西谷町二番二―二	令六・三・二二
白杵矢田歯科医 院	矢田 泰崇	白杵市白杵二―一〇七―七二〇	令六・六・三〇
深江歯科医院	医療法人深江歯 科医院	白杵市大字江無田三八四番地六	令六・四・三〇
ブレイン丸岡脳 神経外科	医療法人ブレ イン丸岡脳神経外 科	白杵市大字諏訪一五七九番地の一	令六・一〇・三一

令和七年一月二十一日

大分県報(告示)

ように道路の位置を指定した。

令和七年一月二十一日

大分県知事

佐藤

樹一郎

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器

大分県知事

佐藤

樹一郎

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
日六一一 号	玖珠郡玖珠町大字塚脇字 上竹三四〇番三	令六・一一・二三	メートル 五・一三 五・〇四	メートル 三四・三五

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第8号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症であるかどうかの診断を行う医師を次のとおり指定した。
令和7年1月21日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

1 指定した医師の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地

- (1) 医師の氏名
 瀬野 勝弘
- (2) 勤務する病院の名称及び所在地
 医療法人社団瀬野会 瀬野病院
 大分市坂ノ市中央5丁目1番21号

2 指定年月日

令和6年12月23日

○公 告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

令和七年一月二十一日

実施の区域	実施の期日	実施の場所
由布市	令和七・五・一三から 令和七・五・一六まで	由布市役所
豊後高田市	令和七・五・二〇から 令和七・八・二〇まで	〃
日出町	令和七・五・二七から 令和七・八・二七まで	〃
中津市	令和七・六・二から 令和七・九・二まで	〃
宇佐市	令和七・六・一七から 令和七・九・一七まで	〃
姫島村	令和七・九・三から 令和七・一二・三まで	〃
国東市	令和七・九・八から 令和七・一二・八まで	〃
杵築市	令和七・九・一六から 令和七・一二・一六まで	〃
別府市	令和七・一〇・七から 令和八・一・七まで	〃
二一に規定する特定計量器以外の特定計量器		

令和七年一月二十一日

大分県報（告示・公安委員会告示・公告）

令和七年一月二十一日

大分県報（公告）

四

豊後高田市	令和七・五・二二まで	豊後高田市役所
日出町	令和七・五・二七から 令和七・五・二八まで	日出町役場
中津市	令和七・六・二から 令和七・六・一三まで (日曜日及び土曜日 を除く。)	中津市役所
宇佐市	令和七・六・一七から 令和七・六・二四まで (〃)	宇佐市役所
姫島村	令和七・九・三	姫島村役場
国東市	令和七・九・八から 令和七・九・一二まで	国東市役所
杵築市	令和七・九・一六から 令和七・九・一九まで	杵築市役所
別府市	令和七・一〇・七から 令和七・一〇・一七まで (日曜日、土曜日 及び祝日を除く。)	別府市役所